

令和2年7月定例総会

## 小値賀町農業委員会総会議事録

令和2年7月20日（月）

午後1時30分～午後3時00分

小値賀町役場 3階第一会議室

小値賀町農業委員会

令和2年7月定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時： 令和2年7月20日（月） 午後1時30分～午後3時00分

2. 開催場所：小値賀町役場 3階第一会議室

3. 出席委員：（14人）

会長 松山 多作

会長職務代理者 2番 松本 充司

委員 3番 川久保 和幸 4番 大田 廣 5番 入口 政隆  
6番 伊藤 紀明 7番 北野 和信 8番 福田 精二  
9番 岡野 耕藏 10番 宮崎 幸二 11番 山田 定稔  
12番 小高 陽子 13番 土川 浩子 14番 迎 広子

（推進委員：4人） 15番 川村 泰二 16番 西山 登喜雄 17番 藤永 一幸 18番 松本 兼次

4. 欠席委員： 無し

5. 任命式 （進行：産業振興課長）

- 1) 開 式
- 2) 農業委員会委員へ辞令交付
- 3) 閉式

6. 初総会

- 1) 開 会
- 2) 仮議長選出
- 3) 会長互選
- 4) 会長職務代理者互選
- 5) 議席決定
- 6) 農地利用最適化推進委員選任
- 7) 長崎県農業会議 会議員指名
- 8) 部会設置
- 9) 定例総会議案審議

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第6号 農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について

第3 議案第17号 利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断について

第4 その他

- ① 農業委員会会長が就任する、任意団体の役員について
- ② 農業委員・推進委員の役割説明
- ③ 利用状況調査（農地パトロール）について
- ④ 公務災害補償制度の加入申し込みについて

- ⑤ 令和2年度地区別農業委員会研修会（県北地区）について
- ⑥ 8月行事予定と8月の定例総会日程
- ⑦ 農業委員報酬及びその他関係事項について

7. 農業委員会事務局職員  
事務局長 北村 仁

8. 議事参与制限 無し

## 9. 会議の概要

### 【任命式】

- 中村課長： 只今から小値賀町農業委員会の委員任命式を始めさせていただきます。
- 本日ご出席をいただいております皆様は、小値賀町農業委員会の委員の任期満了に伴う改選により選出された皆様でございます。改めまして、おめでとうございます。
- なお、この農業委員の任命に関しましては、議会の同意を得て町長が行うこととなっており、6月22日の町議会におきまして、14名の皆様全員の任命の同意を得ておりますので、申し添えさせていただきます。
- それでは、早速ですが辞令の交付をいたします。
- 近藤副町長： 皆様こんにちは。
- 本日は西村町長が公務出張のため不在となっておりますので、代理で私から辞令を交付させていただきます。予めご了承をお願いいたします。
- <辞令交付>
- 中村課長： 以上で辞令の交付を終わります。
- 結びに副町長が挨拶いたします。
- 近藤副町長： 皆様改めましてこんにちは。
- 只今、農業委員の皆様へ辞令を交付させていただきました。この後、推進委員の皆様にも委嘱状が交付されるということですが、農業委員ならびに推進委員の皆様におかれましては、町の農業振興のためにお力添えをいただきますよう、よろしくをお願いいたします。
- 本日出張のため町長が出席できませんでしたが、来月8月の総会には町長も出席させていただきます、改めまして皆様にご挨拶をさせていただければと思います。
- 皆様には3年間ご苦勞をおかけしますが、どうぞよろしくをお願いいたします。
- 中村課長： 以上を持ちまして、小値賀町農業委員会の任命式を閉式いたします。お疲れさまでした。

【初総会】

北村局長： それでは引き続き改選後の初総会を開催いたします。本日の改選後の総会は町長が招集いたしました。

次に、本日の委員出席数を報告いたします。出席委員は14名で、定足数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規程に基づき、総会は成立いたします。なお、現在の仮番号、席順は、五十音順でございます。議席抽選までの間は、そのまま進めていきたいと思っております。

議事日程に入る前に、自己紹介を行いたいと思っております。まず、事務局のほうから行います。

<事務局紹介>

それでは順番に地区名・名前と一言お願いします。

<農業委員・推進委員自己紹介>

委員の皆さま、ありがとうございました。

ただいまから議事に入りますが、仮議長の選出までの進行を、私のほうで進めますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。仮議長の選出についてを議題といたします。

今回は、任命後初めての総会でございますので、会長が決まるまでの仮議長を選出していただきたいと思っております。地方自治法第107条の規定を準用して、議長の職務を行う者がいない時は、年長の委員が臨時にその職務を行うとされておりますので、福田精二委員さんをお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

全員： 異議なし。

北村局長： それでは、ご承認をいただきましたので、ここからは福田精二委員さんに仮議長をお願いいたします。

<福田委員 仮議長席へ移動>

それでは、仮議長であります福田委員の進行によりまして、会長の選出をお願いいたします。

仮議長： 皆様こんにちは。ただいま仮議長のご指名を受けましたので、皆様方のご協力をいただきながら、議事を進めさせていただきます。よろしく願いいたします。

早速ですが、会長選出に入ります。事務局より説明をお願いします。

北村局長： それでは、私のほうから説明させていただきます。

「農業委員会等に関する法律第5条第2項」の規定により、会長の選出を行います。選出の方法としましては、投票による選出と推薦による方法の2通りがありますが、どちらの方法で行うか、皆様のご意見をお伺いいたします。

それと併せまして、次の議題であります会長職務代理者互選につきましても時間短縮のため同時に協議していただければと思います。

なお、前回改選時は、推薦による方法で、旧三ヶ村に分かれて協議し、それぞれ会長候補2名を選出していただき、選出された6名で、再度協議していただくと言った流れで選考しているようですが、実際には旧三ヶ村から会長・代理者それぞれ1名ずつの推薦者を挙げて、一度に決定してしまっただけです。

今回も推薦の方法でよろしければ、旧三ヶ村に分かれて各村から会長と職務代理者の候補をそれぞれ1名ずつ選出していただき、候補者の中から会長と職務代理者を協議して決定するといった流れで進めてはどうかと思っております。以上で説明を終わります。

仮議長： ただいま、事務局のほうから説明がありましたが、いかがでしょうか。

(特になし)

それでは、異論がないようですので、別室に分かれていただいて、協議をお願いします。しばらく休憩します。

<別室会議室に移動して協議>

それでは再開いたします。

北村局長： 協議が終わりましたので、それぞれの地区から1名ずつ候補者の報告をお願いいたします。それでは旧前方村からお願いします。

大田委員： 前方地区では、会長に松山前会長、職務代理者に一番農業がわかっている松本充司さんを挙げたいと思います。よろしくをお願いいたします。

北村局長： 旧笛吹村をお願いします。

松本委員： 旧笛吹村でも前会長の大ベテランであります松山さんを会長に推薦します。職務代理者についてはどなたが良いかわかりませんでしたので、会長に一任ということになりました。以上です。

北村局長： 旧柳村をお願いします。

- 伊藤委員： 旧柳村でも会長に松山さん、職務代理者に松本充司さんということになりました。
- 北村局長： ありがとうございます。  
それでは会長については松山委員さん全会一致ということよろしいでしょうか。  
職務代理者については松本さんに2票と、会長に一任という声もありましたが、いかがでしょうか。
- 大田委員： 松本委員にお願いできませんか。
- 全員： 異議なし。
- 北村局長： 以上の結果となりました。仮議長よろしくお祈いします。
- 仮議長： それでは、会長を松山多作委員に、職務代理者を松本充司委員に決定いたします。  
松山多作委員さんが会長に就任いたしましたので、私の仮議長職を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。
- 北村局長： 福田委員さんありがとうございました。  
  
<福田委員 自席へ移動>  
  
松山委員さんが会長に就任されましたので、議長席にお進みください。  
  
<松山委員 会長席へ移動>  
  
新会長に一言ご挨拶をお願いいたします。
- 松山会長： 皆さんこんにちは。  
皆さんのご推挙を受けまして、いま一期会長を拝命することになりました。皆さんのご協力なくして農業委員会は進んでまいりませんので、どうぞよろしくお祈いいたします。
- 北村局長： ありがとうございます。  
続きまして、会長職務代理者 松本委員さんに一言お祈いいたします。
- 松本代理： 今回がはじめての農業委員で、以前は町の行政で農業に長く携わってきましたが、現役を離れて5年、その前に担い手公社で4年おりましたので、足掛け10年近くは離れております。6月の農業委員会総会でも、ある親戚の農地転用のことでその地区の担当委員でもある会長に指摘された経緯もあります。職務代理者として会長を助け

て、農業委員会活動がスムーズに行くようできることを頑張りたいと思いますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

北村局長：            ありがとうございました。  
                          ここからの進行は会長に議長を務めていただきます。松山会長、よろしくお願いいたします。

松山会長：            それでは、委員の議席の決定を行います。  
                          職務代理者は2番となっておりますので、それ以外の委員さんで、3番から14番までをくじを使って抽選いたします。よろしくお願いいたします。

北村局長：            それでは抽選に入りますが、会長から説明があったように、会長は1番、職務代理者は2番となっております。そして女性の委員さんが3名就任されており、12～14番を女性委員の五十音順で、小高委員を12番、土川委員を13番、迎委員を14番にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

全員：                異議なし。

北村局長：            それでは、小高委員を12番、土川委員を13番、迎委員を14番ということにしまして、残り3番から11番までのくじを使って抽選いたしたいと思います。

<仮議席順に抽選>

それでは、議席が決定しましたので、番号順に着席をお願いします。

<議席番号順に着席>

今後の総会のときは、この議席となりますので、よろしくお願いいたします。

松山会長：            次に、農地利用最適化推進委員の選任を行います。  
                          事務局から説明をお願いします。

北村局長：            農業委員会等に関する法律第17条の規定により、農業委員会は農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとなっておりますので、提案するものです。  
                          推進委員候補者の担当区域および氏名を読み上げます。

前方地区から川村泰二さん、柳地区から西山登喜雄さん、浜津地区から藤永一幸さん、笛吹地区から松本兼次さん。以上の4名であります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。



松山会長： 農業委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

(特になし)

無いようでしたら、この4名の皆さんに推進委員を委嘱したいと思いますがいかがでしょうか。

全員： 異議なし。

松山会長： ありがとうございます。

北村局長： それでは、ただいま承認されました農地利用最適化推進委員4名の方に対して、会長から委嘱状の交付をいたします。

<委嘱状交付>

以上で、委嘱状の交付を終わります。推進委員の皆さま、改めてよろしくお願いたします。

松山会長： 次に、長崎県農業会議会議員指名を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

北村局長： それでは、説明いたします。農業委員会は、系統組織で、一般社団法人長崎県農業会議、さらに全国農業会議所があります。市町村の農業委員会の会長は、自動的に長崎県の農業会議の会議員となりますので、会長を指名ということで、よろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： それでは、会長が長崎県農業会議会議員ということに決定いたします。

続きまして、部会の設置について を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

北村局長： それでは、説明いたします。

農業委員会への部会の設置については、農業委員会等に関する法律第16条に規定されております。

これまでは、農地集積や遊休農地の解消、また、農業者年金の加入促進、全国農業新聞購読の推進など、県の農業会議等から年間目標の設定がなされており、これらを受けまして、「農地集積と情報対策班」「荒廃農地解消対策班」「農業者年金推進対策

班」の3つの班を作って推進しております。

農業委員・農地利用最適化推進委員とも、いずれかの対策班に所属していただきたいと思います。なお、会長は3つの班の総括ということで班には所属しません。推進委員は、業務内容の都合上、「農地集積班」及び「荒廃農地班」へ、それぞれ2名ずつ入っていただきたいと思います。農業委員さんは、「農地集積班」「荒廃農地班」にそれぞれ4名ずつ入っていただき、残りの5名が「年金推進班」となります。

また、職務代理者は年金推進部長となりますので、残りの4名が「年金推進班」となります。

松山会長： 女性の方は前回もそうですが、年金担当で研修等がありますので、出来るだけ出席して頂きたいということで、年金班に所属して頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

(特になし)

北村局長： それでは女性委員さんは年金担当ということでご了承ください。  
年金はあと1名ですが、前は最年長の方が担当されていたようですが、いかがでしょうか。

この班の職務に限定というわけではなく、皆さん18名で活動にあたっていただくのですが、あくまでも担当分けということで名目上の班分けと思って頂きたいと思いますが、残り1名を最年長の福田さんということでご了承いただきたいと思いますが、福田さんいかがでしょうか。

福田委員： はい。

北村局長： それでは残りの方が集積班と荒廃農地班となりますが、いかがでしょうか。

(特になし)

それでは事務局からご指名でよろしいでしょうか。

全員： はい。

北村局長： それでは、集積班に川久保さん、大田さん、入口さん、伊藤さん。荒廃農地班に北野さん、岡野さん、宮崎さん、山田さん。推進委員のほうを、川村さんと西山さんが集積班、藤永さんと松本さんが荒廃農地班ということで、お願いしたいと思います。

そして各班のリーダー及びサブリーダーを決めていただかなければなりません。別室を用意しておりますので、別室にわかれて決めるという事でよろしいでしょうか。

「農地集積班」の方は第4会議室。「荒廃農地班」の方は第3会議室。「年金推進

班」の方は第2会議室へ、それぞれ移動していただいて協議をお願いいたします。年金班はリーダーは決まっておりますので、サブリーダーだけ決めて頂ければと思います。

松山会長：           しばらく休憩します。

<別室会議室へ移動して協議>

それでは再開します。

北村局長：           お疲れさまでした。それでは発表します。

「農地集積班」のリーダーは大田委員、サブリーダーは伊藤委員です。

「荒廃農地班」のリーダーは宮崎委員、サブリーダーは岡野委員です。

「年金推進班」のリーダーは松本充司委員、サブリーダーは迎委員です。

以上です。

次からは通常の定例総会の議題に入りたいと思います。よろしく申し上げます。

【定例総会】

- 松山会長： 定例総会の議案審議に入ります。  
日程第1 会議録署名委員の指名について を議題とします。私に一任できますでしょうか。
- 全員： はい。
- 松山会長： ありがとうございます。それでは、2番 松本委員、3番 川久保委員にお願いします。  
続きまして、日程第2 報告第6号 農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について を議題とします。事務局から説明をお願いします。
- 北村局長： それでは報告第6号について説明します。  
農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約がありましたので報告する。令和2年7月20日、小値賀町農業委員会 会長 松山多作。  
今回の合意解約の件数は8件で、地目はすべて畑で8筆、合計面積10,826㎡の報告となります。農地の所在、地目、面積及び貸借人等については、資料のとおりですので説明は割愛させていただきます。  
解約の理由につきましては、貸出人と借受人の間で、農地法第3条により貸借契約していたものを、農地中間管理事業の方へ乗り換えるということで、今回、合意解約となっており、次の農用地利用集積および配分計画に含め、次回総会に上がってくる予定となっています。  
これはあくまでも報告案件で、以前賃貸借契約をしていた分を貸出人・借受人から解約した旨、農業委員会に報告がありますので、それをまとめて皆さんに報告するものです。  
以上で、報告第6号について説明を終わります。
- 松山会長： ただいま事務局からもありましたように、次回の間接管理機構の計画に議題としてあがってきます。担い手公社が事務手続きをしておりますので、農業委員会にはこのように報告事項としてあがってきております。何か質問はございませんか。  
  
(特になし)  
  
それでは、報告ということで以上といたします。  
続きまして、日程第3 議案第17号 利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断について を議題とします。それでは、事務局より説明をお願いします。
- 北村局長： それでは、議案第17号について説明します。

利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断について、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定に基づき農業委員会の審議に付す。令和2年7月20日 小値賀町農業委員会 会長 松山多作。

対象農地は、別紙一覧表のとおり笛吹郷字中浜の田圃4筆、計1,434㎡です。

この件につきましては、先月の定例総会で5条転用許可案件で挙がっていたものですが、当日の現場確認により、非農地判断での対応となっていたものです。

(以下、資料に基づいて説明)

以上で、議案第17号についての説明を終わります。

松山会長： この件につきましては、前回総会で現地確認をいたしました。北側の3枚は昨年度の利用状況調査結果はB判定で、一番南側の田圃も同じような状態であるということ、一律非農地として判断したらどうかということになりました。それを今回議事にあげています。

皆さんから何かありませんか。

松本委員： 前回、●●さんの田圃が地目変更の申請があったんですか。

北村局長： 5条転用で、有限会社▲▲▲▲が購入して転用する申請がありました。

松山会長： 農地の場合は農業委員会の許可が必要で、▲▲▲▲は農家ではなく下限面積等もあり難しいので、それだったら非農地判断をしたらどうかということになりました。非農地通知を出した場合は農用地ではなくなりますので、農業委員会を通さず個人間でやり取りすることになり、農業委員会としては周囲の農地に迷惑をかけないように通知を出すことになります。

松本委員： ゆくゆくは業務用の車両等を置くことになるんですね。

隣接する農地に支障をきたさないように、農業委員会から通知を出すということですね。

松山会長： はい。排水路を確保するように等の対策を盛り込んで通知を出す予定です。

その他、何かないでしょうか。

(特になし)

無いようでしたら、許可するという事によろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： それでは許可することにいたします。

続きまして日程第4 その他について を議題とします。事務局よりお願いします。

北村局長： その他で何点かありますので、説明させていただきます。

#### 【会長就任の件】

農業委員会の会長は、小値賀町地域農業再生協議会の会長に就任することになっております。また、一般財団法人 小値賀町担い手公社の理事に就任することになっております。そのほか、行政関係の協議会等の役員がいくつかございますので、後日お知らせいたします。

#### 【農業委員・推進委員の役割説明】

来月総会時に説明をすることになりますが、農地の利用状況調査（農地パトロール）、無断転用防止、遊休農地の解消に関しては、農地法改正が平成28年にありまして、特に農地の無断転用については、厳しく罰せられることとなっておりますので、地域でのご指導をよろしくお願いいたします。

また全国農業新聞については、委員の皆様については、全員が購読していただくことになっておりますので、新任の委員さんで購読されていない方におかれましては、農業会議からも購読のお願いがきておりますのでご一読いただき、ご理解のうえ購読の手続きをよろしくお願いいたします。

#### 【公務災害補償制度の加入申込み】

農業委員会活動の対象保険には加入するようにしていますので、よろしくお願いいたします。

#### 【地区別農業委員研修会の参加】

例年では県北地区の研修会ということで佐世保地区を会場に研修会を行っているのですが、新型コロナウイルス感染拡大予防対策のため、今年度は各市町に農業会議から講師に来ていただいて研修を受けていただくこととなります。農業会議の都合で9月29日（火）で既に日程も決まっております。

それに合わせて9月の定例総会も開催したいと考えています。毎月の定例総会は通常13時30分から始めており、今後の総会もそのように実施していきますので、あわせてご承知おきください。現場があれば役場に集合して現場に行き、会議室に戻ってきて総会ということになります。会場は、新型コロナウイルスが終息するまでは、ご足労おかけしますが、ここ3階第一会議室で行うこととなりますので、ご理解ください。

ということで、9月29日（火）13時30分から定例総会を行い、総会終了後に研修会ということになります。

松山会長： 次に次回総会の日程を決めたいと思います。事務局の希望日としては8月25日が案としてあがっていますが、この日が都合の悪い方はいませんか。

(協議)

もし事務局の都合で日程が変わることになりましたら、連絡させていただきます。それでは8月25日でよろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： それでは8月25日(火)13時30分からといたします。

北村局長： 8月25日ですが、任命式で副町長の挨拶の中にもありました通り、町長が在庁している日を選んで日程調整したいと思いますので、変更になる可能性があります。

基本的に1週間前には定例総会の開催通知を送るようにしていますので、その時に総会の日付を確認していただいて、お間違えの無いようお願いいたします。

また、次回からは日程表と議案も総会の通知と一緒に茶色のバックに入れて総会の1週間前の火曜か金曜に個人配布しますので、届けた議案を持って総会にご出席いただければと思います。

(その他、配布資料(農業新聞・農業者年金関係)について説明)

案件が少ない時は業務必携などの勉強をしたいと思いますので、これも一緒にお持ちください。一部の方には帽子・腕章・マグネット・字図があると思いますが、これは前担当者からの引継ぎとなっており、3年後にはまた後任者に引継ぎとなりますので、よろしく願います。また皆さんにファイルを上上げており、議案の資料にはパンチ穴をあけてお配りしておりますので、1年分このファイルに保存していただければと思います。

また、活動記録セットですが、17ページから毎月の活動記録を書いていただくこととなります。記入例を見ていただいて、活動を記録しておいてください。補助事業に則った活動報酬というものがあつ、この活動記録が証拠書類となります。細かい事でも結構ですので、記録しておいていただきたいと思つます。これを毎月の総会の時に、1階の農業委員会のカウンターのところへ提出していただいて、総会中にコピーを取り、総会終了後に委員さんにお返しして次の1ヶ月分を記録していただくこととなります。ご面倒ですが、よろしく願ついたします。以上で説明を終わります。

大田委員： 活動時間はどのように記録したらいいでしょうか。これまでは半日は△などとしていましたが。

北村局長： わかりやすく時間で書いても良いのではないかとと思います。

大田委員： 総会の場合は半日で良いのでしょうか。

松山会長： 総会の場合は半日です。

入口委員： どっちで書くのでしょうか。△で書くのと、レを書くのと。

北村局長： 半日であれば△、一日かかれば○となります。

松山会長： 時間で書くのは難しいので△○でいいんじゃないでしょうか。

北村局長： 追加で説明をさせていただきます。

農業委員・推進委員さんの報酬ですが、町の条例で決まっております、農業委員・推進委員とも年間143,000円、会長については毎週一回事務局に出勤していただいておりますので、173,000円となっております。9月と3月、前期後期に分けて年2回の支給となります。以上です。

松山会長： 農業委員・推進委員の違いについて、推進委員の方には申し訳ないのですが、総会には毎回出席いただいて、農業委員と同じように回答はさせていただきますが、総会の議決権は無いということですので、その点をご理解いただきたいと思います。その他は活動内容も全部一緒ですので、よろしく願いいたします。

土地改良区から何かないでしょうか。

松本代理： 土地改良区からは何もないです。農業委員会から土地改良区の理事を出すことは必要なくなったのですが、その代わりに農地保全広域協定運営委員会の委員を出すようになっていきます。前回はそのまま■■■■さんが委員になっていました。その代わりに者を出していただかないといけないのですが、代表で会長になっていただいでよろしいでしょうか。

松山会長： 前回は私が土地改良区の総代を持っており、兼務ができなかったもので、農業委員の中で役をもっておらず、2期目ということもあり、■■さんになっていただいたのですが。

北村局長： 松本代理から、土地改良区関係で農業委員会から代表を出さなければならない役職があるとのことで、今回は兼務等の問題は何かありませんので、会長が広域委員になるということでご了承いただきたいのですが、よろしいでしょうか。



全員： 異議なし。

松山会長： その他、皆さんから何かないでしょうか。  
無いようでしたら、総会はこれで終わりたいと思います。お疲れさまでした。